

土海第 838 号
令和元年 12 月 5 日

沖縄防衛局
調達部長 殿

沖縄県土木建築部長
上原 国定

台風襲来に伴うフロートの護岸への打ち上げ及びアンカーの移動による環境影響について

令和元年 11 月 12 日に開催された第 22 回環境監視等委員会の資料において、同年 9 月の台風 17 号による強風・高波の影響により、台風襲来前に撤去されることなく放置されたフロートが護岸に打ち上げられ、また、その際フロートを固定しているアンカーが移動したことに伴い、海底面が削られ、海草藻場及びサンゴ類の損傷が生じたことが報告されております。

同年 6 月 11 日付け土海第 248 号でも指摘したとおり、貴局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま違法に工事を行っているものであり、このことに加えて、周辺環境に被害を及ぼす行為が行われることは、到底看過できるものではありません。

そもそも、台風襲来による影響については、昨年 7 月の台風 7 号襲来時においても今回と同様の事態が発生していたことから、貴局は「辺野古側のフロートについて、台風の最大瞬間風速が一時的であれ 15m/s となる気象予報がされた場合には、撤去する対策を行う」こととする環境保全措置を自ら設定し、これを第 16 回環境監視等委員会に報告したものであります。

今回、昨年と同様の被害が生じたことについて、貴局は「今般のフロートの護岸への打ち上げは、必要な台風対策を実施したものの、台風の急激な発達により対応が間に合わなかった」としています。しかしながら、今般の台風 17 号に関しては、貴局がフロートの撤去を開始すると決定した 9 月 18 日以前から既に熱帯低気圧として沖縄島近海に位置していました。このことからすると、沖縄島に接近するおそれが強いことや、最大瞬間風速が 15m/s 以上となり、強風・高波の影響が生じる期間が数日間に及ぶことなどは容易に想定し得えたものと考えられます。

また、貴局は今回の事態に係る今後の対応として、環境監視等委員会に対して、「今後は、台風シーズン（6 月～10 月）について、作業人員及び作業船を増やすことにより海上での作業期間を短縮し、台風の急激な発達などによって台風対策期間が短い場合へも対応可能な体制とする」ことを示しています。しかし、今回の事態

における貴局の説明からすると、問題は作業人員及び作業船の数というよりも、そもそも環境保全措置の初動における気象条件に対する事前の想定の甘さが事態発生の主因なのであり、作業人員及び作業船を増やすとすることのみで同様の事態が発生することを防ぐことができるのか、適切な改善策たり得ているのか、具体的な確証がないと言わざるを得ません。

これに加えて、貴局は、海草藻場等への被害が発生していることを台風通過の直後に把握していたにもかかわらず、このことを今月 12 日に第 22 回環境監視等委員会が開催されるまで公表しておらず、さらに、その間に新たな台風襲来の可能性があったにもかかわらず、再発防止策が講じられることがないまま、現在もフロート等の設置を継続しています。

県においては、これまでもフロート等の設置に伴う環境影響上の懸念や保全措置の必要性について、何度も指摘してきたところであり、辺野古側海域におけるフロート設置については、県が昨年 8 月 31 日付けで行った埋立承認取消処分の事由の一つともしています。今回発生した海草藻場等の損傷については、貴局が、県の指導のみならず、自ら設定した環境保全措置を遂行できなかったことから再度発生した環境被害であり、貴局の監視・連絡体制や環境保全措置等が不十分であることは明白であります。

直ちにフロート等を撤去するとともに、工事を中止することを求めます。